

令和6年度山形県鳥獣緩衝帯整備事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）の市街地等への出没抑制を図るため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、自治会等とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会等（以下「事業実施主体」という。）が行う鳥獣の移動経路や潜み場となる藪や雑木林を整備し、鳥獣緩衝帯とする事業とする。

2 前項の事業は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 鳥獣緩衝帯整備に係る土地所有者の合意があるもの
- (2) 補助金の交付決定の日以後、令和6年12月31日までに鳥獣緩衝帯整備が完了するもの
- (3) 鳥獣緩衝帯整備に要する経費について、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用できないもの
- (4) 鳥獣緩衝帯整備後3年以上継続して維持管理を行うことができる体制があるもの

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 国、県等の類似の補助金制度等により支援を受けている事業又は受ける予定である事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補助対象事業に要する経費とする。

- (1) 刈払い作業に用いる機械等の賃借料、消耗品、燃料等に係る経費
- (2) 刈払い作業を行った者への日当等に係る経費。日当等の額は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価を参考にすること。
- (3) 刈り払った草や伐採した樹木の処分に係る経費
- (4) 刈払い作業の委託に係る経費
- (5) 前各号に掲げる経費のほか、知事が特に認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額とし、15万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 土地所有者の同意書(別記様式第6号)
- (4) 位置図
- (5) 事業実施前の写真
- (6) 維持管理体制に関する書類(別記様式第7号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業実施主体に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 第3条に掲げる事業の中止又は廃止
 - (2) 第3条に掲げる事業に要する経費の10分の3を超える増減
 - (3) 補助金の額の増を伴う変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)に第6条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書(別記様式第5号)を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和7年度から5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第8号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写し
- (4) 事業実施後の写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

〒
所在地
事業主体名
代表者氏名
電話番号

令和6年度山形県鳥獣緩衝帯整備事業費補助金交付申請書

令和6年度において、山形県鳥獣緩衝帯整備事業について、標記補助金 円
を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を
添付して申請する。

規則別記様式第2号

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

〒
所 在 地
事業主体名
代表者氏名
電 話 番 号

令和6年度山形県鳥獣緩衝帯整備事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

別記様式第 1 号

事業計画書

実施年度	年度～ 年度
実施場所	地内
自治会等	
実施場所の所有者	
実施場所の現況	
事業概要	(初年度) 令和 6 年度 <input type="checkbox"/> 雑草等の刈払い <input type="checkbox"/> 樹木の伐採 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(二年度) 令和 7 年度 <input type="checkbox"/> 雑草等の刈払い <input type="checkbox"/> 樹木の伐採 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(三年度) 令和 8 年度 <input type="checkbox"/> 雑草等の刈払い <input type="checkbox"/> 樹木の伐採 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施予定時期	(初年度) 令和 6 年度 (二年度) 令和 7 年度 (三年度) 令和 8 年度
(委託する場合のみ) 委託業者	住所 氏名 連絡先
その他	

※鳥獣緩衝帯の効果を継続させるため、各自治会等で協力して維持管理をしてください。

別記様式第2号

収支予算（精算）書

1 収入の部 (円)

項目	金額	備考
県補助金		
自己資金		
合計		

2 支出の部 (円)

項目	金額	備考
機械等の賃借料、消耗品 燃料費等		
日当等（賃金、謝礼等）		
草や樹木の処分費		
作業委託費		
その他		
合計		

※収支予算書の場合、必要に応じて見積書を添付すること。

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

〒
所在地
事業主体名
代表者氏名
電話番号

令和6年度山形県鳥獣緩衝帯整備事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金 円の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金変更交付申請額

既交付決定額 金	円(A)
今回変更増△減額 金	円(B)
変更交付申請額 金	円(A)+(B)

(注) 添付書類のうち、別記様式第1号及び第2号については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

〒
所 在 地
事業主体名
代表者氏名
電 話 番 号

令和6年度山形県鳥獣緩衝帯整備事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の時期

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

〒
所在地
事業主体名
代表者氏名
電話番号

令和6年度山形県鳥獣緩衝帯整備事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助金事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第2項の規定により指示を受けたので、下記のとおり報告する。

記

- 1 予定の期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由
- 2 遂行状況及び今後の見通し

令和6年度山形県鳥獣緩衝帯整備事業 維持管理体制に関する書類

役 割	氏 名	そ の 他

※役割とは、緩衝帯整備における責任者、副責任者、刈払い、見回り等とする。

事業実績書

実施時期	
実施場所	地内
実施内容	(初年度) 令和 6 年度 <input type="checkbox"/> 雑草等の刈払い <input type="checkbox"/> 樹木の伐採 <input type="checkbox"/> その他 ()
総事業費	円
次年度以降の維持管理 (予定)	(二年度) 令和 7 年度 <input type="checkbox"/> 雑草等の刈払い <input type="checkbox"/> 樹木の伐採 <input type="checkbox"/> 除草剤の散布 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(三年度) 令和 8 年度 <input type="checkbox"/> 雑草等の刈払い <input type="checkbox"/> 樹木の伐採 <input type="checkbox"/> 除草剤の散布 <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	

※鳥獣緩衝帯の効果を継続させるため、各自治会等で協力して維持管理をしてください。